

北の丸公園の歴史

1. 歴史的変遷

(1)開園前

①江戸時代

北の丸は、徳川家康によって始められた江戸城修築工事の下で慶長 11～12 年（1606～1607）に千鳥ヶ淵、牛ヶ淵と本丸との間に内郭として築造され、本丸、西の丸及び吹上苑とともに江戸城を構成していた。八代吉宗、九代家重の時代以降は、新たに創設された「御三卿」のうち「田安德川家」、「清水徳川家」の屋敷がおかれていた。

②明治時代～大正時代

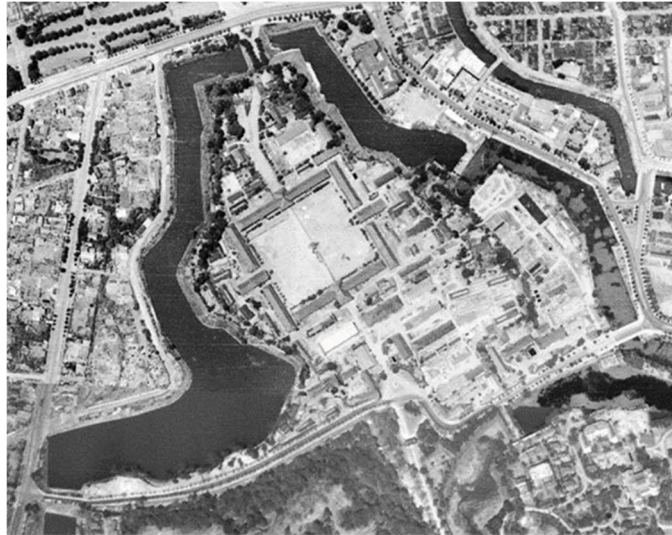
明治維新後、自前の武力を持たなかった明治政府は、明治 4 年（1871）、天皇御親衛を名目に新兵の軍隊を創設し、駐屯地を北の丸とした。同 5 年（1872）には、近衛条例を制定して新兵を近衛と改称し、任務を明らかにするとともに、同 21 年（1888）司令部条例が制定されて従来の鎮台が師団に改編され、その兵営地を整備していった。

明治 14 年（1881）の地図には東京鎮台陳営と記され、同 19 年（1886）の地理局の地図にも近衛歩兵営および近衛砲兵営と記入されている。その後砲兵営の跡に近衛軍楽隊の衛舎にも軍関係の庁舎も置かれたが一般には竹橋兵営として知られ、近衛師団司令部、近衛歩兵第 1 連隊、同第 2 連隊などが置かれた。

③昭和時代

終戦後の昭和 20 年（1945）に近衛師団は解体され、これらの施設はすべて国有財産（普通財産）となり、北の丸地区は宮内庁、法務省、郵政省、労働省、警視庁などの関係各機関、および学徒援護会その他若干の民間人に利用されるようになった。

北の丸地区は、昭和 21 年（1946）の戦災復興院告示第 19 号で「戦災復興都市計画御濠緑地」として都市計画決定されたことから、公園用地として考えられるようになった。この計画は、既設の日比谷公園などを含めて皇居周辺における系統的な公園、緑地の配置と北の丸などの官有地の大公園化による民主的な利用を図ることを主眼として定めたものである。その後、計画の再検討を経て、昭和 32 年（1957）、面積 1.57 km²にわたる範囲が「東京都市計画公園第 1 号中央公園」として決定した。



昭和 22 (1947) 年 終戦から 2 年後の北の丸地区

出典：米軍撮影 空中写真、1947 年（国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス）

昭和 30 年代後半に入ると、東京オリンピック開催も視野に入れた施設整備の働きかけ等が盛んになった。こうした動きを受けて、昭和 38 年（1963）に「皇居周辺北の丸地区の整備について」の閣議決定が行われ、皇居外苑の一部である北の丸地区は、森林公園としての整備が開始された。整備は昭和 43 年（1968）に終了し、昭和 44 年（1969）、北の丸公園が開園した。

昭和 34 年（1959） 皇居造営審議会答申

- ・北の丸地区の早期整備と公園化

昭和 38 年（1963） 「皇居周辺北の丸地区の整備について」閣議決定

- ・北の丸地区を皇居外苑の一部とし、森林公園として建設省が整備

昭和 39 年（1964） 「皇居周辺北の丸地区の整備について」閣議了解

- ・当該地区には、武道館、科学技術館及び国立公文書館以外の施設は設けない

昭和 41 年（1966） 「皇居周辺北の丸地区の整備について」閣議了解

- ・当該地区には、現存の科学技術館及び日本武道館のほか、今後は国立公文書館及び近代美術館以外の建築物の設置は一切認めない



昭和 41 (1966) 年 整備中の北の丸地区

出典：国土地理院撮影 空中写真、1966 年 (国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス)

(2)昭和 44 年開園～昭和 56 年

北の丸公園は、皇居周辺における系統的な公園・緑地の配置と、官有地の民主的な利用を目指した都市計画の一環として、昭和 38 年（1963）の閣議決定を受けて森林公園としての整備が開始され、昭和 44 年（1969）に開園した。

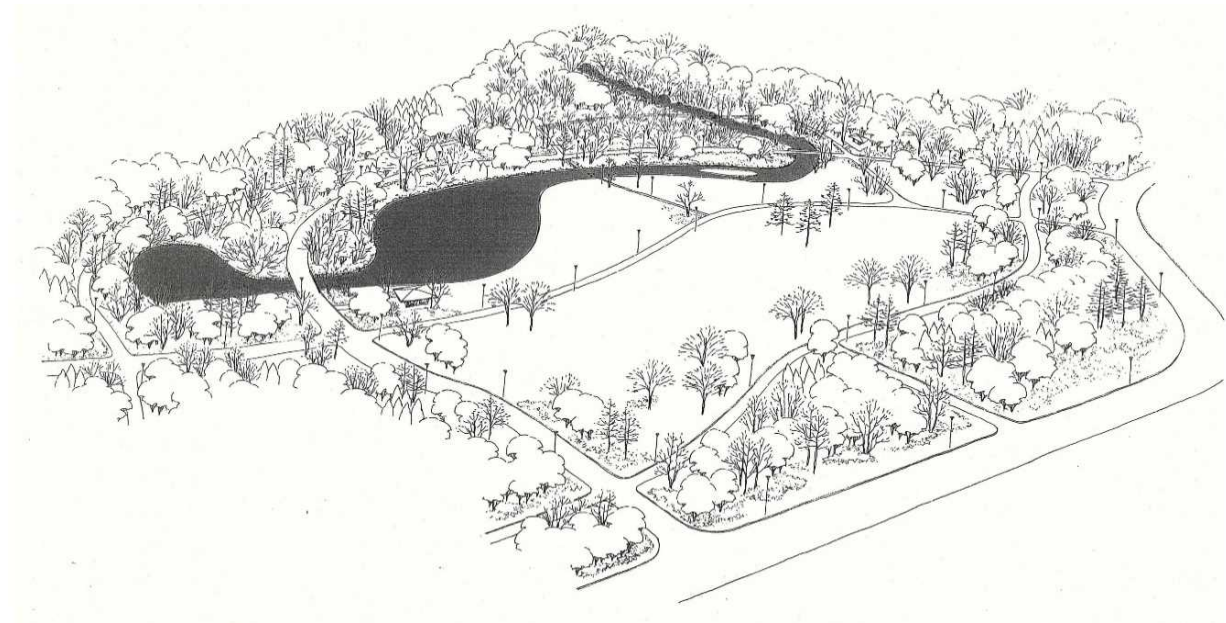
当初整備の植栽計画、池設計および工事の技術援助は伊藤造園設計事務所が担当し、同事務所の代表伊藤邦衛氏は、昭和 57 年（1982）時の再整備計画検討のために設置された「北の丸公園懇談会」の構成員も務めた。昭和 50 年（1975）に伊藤邦衛氏によって書かれた『現代の公園』では以下のように基本的構想と整備方針が書かれている。

北の丸公園の基本的構想は、皇居並びにその周辺の景観と連繫を図り、清楚かつ品位ある樹木の多い公園とすることである。計画の主軸をなすものは、周辺部の深い緑と中央の明るく広い芝生と豊かな水面、そして樹林の中から滝として落ち流れ出てこの池にそそぐ溪流である。

①整備方針

北の丸公園は、中央公園の一環として、皇居ならびにその周辺の景観と連係をもった樹木の多い森林公園を造成することを目的とした。

整備方針としては、周辺部は密な常緑樹を主体とした樹林により、皇居の森に連がらせ、江戸城跡の修景に相応しい景観とし、内部は、明るい芝生地帯に池を中心とした常緑樹、落葉広葉樹のまばらな林を配し、さらに四季それぞれの花木類を集团的に配植して、近代的感覚に富んだものとし、園内の建物にもよく適合させ、開放的で魅力のある公園を造成することであった。



昭和44年(1969)整備時の池及び中央芝生地の鳥瞰スケッチ
出典：伊藤邦衛著『現代の公園』昭和50年(1975) p.11

昭和47年(1972) 「皇居周辺北の丸地区の整備について」閣議了解

- ・旧近衛師団司令部の建設物は、重要文化財に指定のうえ、東京国立近代美術館分館として活用

昭和56年(1981) 「皇居周辺北の丸地区の整備について」閣議了解

- ・北の丸地区におく施設に、故吉田茂元内閣総理大臣の銅像を含める

(3)昭和 57～59 年再整備（植栽整備）以降

森林公園として昭和 44 年（1969）に整備された北の丸公園は、従来より各種施設の建設要望があったことや運動公園的な利用がなされていたことから、昭和 50 年代には森林公園にふさわしい在り方とはいい難い状況であった。そのため、昭和 57 年（1982）から同 59 年（1984）にかけて、その開園の原点に立ち返る大規模な植栽整備が行われた。昭和 57 年（1982）10 月の皇居外苑北丸地区北の丸公園植栽整備計画（案）では以下のような基本方針及び整備方針が書かれている。

①基本方針

北の丸公園は、皇居外苑の一部を形成するという特殊な性格を有するとともに都心の貴重な緑地であることに鑑み、本公園整備の基本方針は次のとおりとする。

- ・皇居、皇居外苑、千鳥ヶ淵等皇居を中心とした周辺緑地との一体性、連続性のある森林を育成する。
- ・清楚でかつ品位を保ちつつ、明るく親しみやすい空間を創出する。
- ・自然に触れ、自然に学び、静かに憩うことのできる場を確保する。
- ・蝶やトンボが舞い、野鳥のさえずる自然性豊かな環境を創造する。

②整備方針

- ・外周部は皇居と同様の照葉樹林とし、利用の中心となる中央部は、武蔵野の二次林の形成がはかれるよう落葉樹を主体とする植栽を行う。
- ・現況の植生や施設整備状況により地区区分を行い、地区毎の取扱方針を定め、これに応じた多様性のある整備を行う。
- ・散策や休憩など快適な利用が行えるよう園路、卓ベンチ、小広場等を整備するとともに、自然教育に必要な標本的樹種の導入や名札、解説板の設置等を行う。
- ・野鳥誘致木、蝶の食草、食樹を植栽し、また池や溪流を一部改造し、野鳥や蝶、トンボなど野生小動物の生息環境を整備する。

平成 20 年（2008） 「皇居周辺北の丸地区の整備について」 閣議了解

- ・北の丸地区におく施設に、気象庁観測施設を含める

2. 近年の取組

(1)平成 20 年管理基本方針策定

皇居前広場及び北の丸公園について、国民公園として閣議決定（皇居前広場：昭和 22 年 12 月、北の丸公園：昭和 38 年 5 月）により定められた基本的な管理の理念に対し、近年の社会状況や皇居外苑における施設、景観、庭園管理等の変化を踏まえ、今後の概ね 10 年間にわたる管理基本方針がとりまとめられた（平成 20 年 3 月）。

皇居外苑の全体方針のほか、エリア別方針として北の丸公園の方針も示されている。

①北の丸公園の管理基本方針

管理基本方針において、北の丸公園の管理の基本方針は以下のように示されている。当時、苑内施設利用に左右される現状に対し、公園としての自立性を強めること、そしてそのための魅力づくりが課題であり、それに対応する形で目指す姿と管理方針が設定された。

（目指す姿）文化の香り豊かで、多様な楽しみ方のできる森林公園

（管理の基本方針）

■皇居との連続性の維持

- ・外周部の常緑広葉樹を中心とする森の保全

■ゾーン毎に多様な環境要素を活かした特色ある憩いの場づくり

- ・せせらぎに憩う、四季の花を楽しむ、野鳥を観察する、芝生で憩う、子どもたちが遊ぶなど、多様な苑内環境を活かした憩いの場づくり

■自然観察、体験学習等のプログラムの充実

- ・巨樹を楽しむ、自然観察するなどのプログラム
- ・自然の中での遊び方の学習といった特色づけの工夫

■わかりやすい苑内誘導システムの構築

- ・入口らしい演出、苑路、サインなどによる苑内への自然な誘導
- ・苑内の大規模施設内での公園情報の発信

②北の丸公園の施設管理指針

個別管理運営指針において、北の丸公園の施設管理の基本方針は以下のように示されている。施設管理に関する最大の課題は、公園独自の特色や性格のアピールが不十分であることが挙げられており、それが施設面で情報案内・情報発信機能の不足として現れていると指摘している。

（管理の基本方針）

■苑内の特性から場所毎の特色づけを行い、特色に応じた「憩いと自然観察の場」を造り出すことと並行して、「苑内を誘導する」ために必要な施設を整備する。

- ・具体的な施設整備としては、苑内の情報提供を充実させ、利用の起点となる「案内情報センター」

を設置する。

- ・起点から、苑内をわかりやすく巡れるような誘導標識、森林公園での観察を楽しめるような自然の解説板や樹名板等を設置する。
- ・将来的には、中心の池や芝生へ向かう苑路の入口部を広げ、アプローチを容易にすることも検討する。

さらに、今後の施設の見直しに当たっては環境への配慮、ユニバーサルデザイン、自然景観との調和の視点も重視し、必要な機能付加を行う。

③北の丸公園の庭園管理指針

個別管理運営指針において、北の丸公園の庭園管理の基本方針は以下のように示されている。庭園管理の課題は、まず常緑広葉樹の森や池、雑木林、芝生など異なる環境に恵まれているにもかかわらず、それぞれの性格づけが明確でないことが挙げられる。さらに、芝生の傷みやはがれがあるほか、花木園や雑木林の部分を中心に、開園当初の植樹木（幼木であった）が過密になり、一本一本の樹木が良好に育っていない箇所が見られる。また利用環境の観点からは、広々とした芝生地や花木園が憩いの場や遊び場として活用されておらず、規制が優先されている、などの問題がある。

（管理の基本方針）

開園後約 40 年が経過し、人工的な森も現在では鬱蒼とした森林になり、皇居から連続する豊かな緑となっている。この貴重な自然環境を保全することが庭園管理の基本になる。開園時及びそれ以降の植林により、現在の樹種数は相当に多く、種子植物だけで 400 種を数える（科学技術館発行「散歩のおとも」による）。さらに多様な植物を目当てに多くの動物が集まり、都市部の公園としては珍しく、生物多様性が豊かな場所となっている。

こうした特性を踏まえ、ゾーン毎の特性をより明確にすることとで、季節ごとに花を楽しみ、多くの人が自然とのふれあいを楽しめる公園とする。

- ・具体的には、上記の 7 ゾーンそれぞれの現在の特徴や過去の植栽経緯、利用現況を踏まえて、ゾーン毎の性格づけを明確にし、そのイメージに相応しい樹木や草本の追加的導入と維持管理を行う。
- ・また、今後導入する樹種は基本的に関東平野の在来種とし、自然観察の対象となる小鳥や昆虫をより多く誘致できる草木を増やすなどの工夫を行う。
- ・なお、植栽にあたっては、公園全体を目指すべき姿に近づけていくために、情報発信や利用者サービス向上まで含めたエリア毎の総合的な計画を策定し、これに従い着実に実施していく。

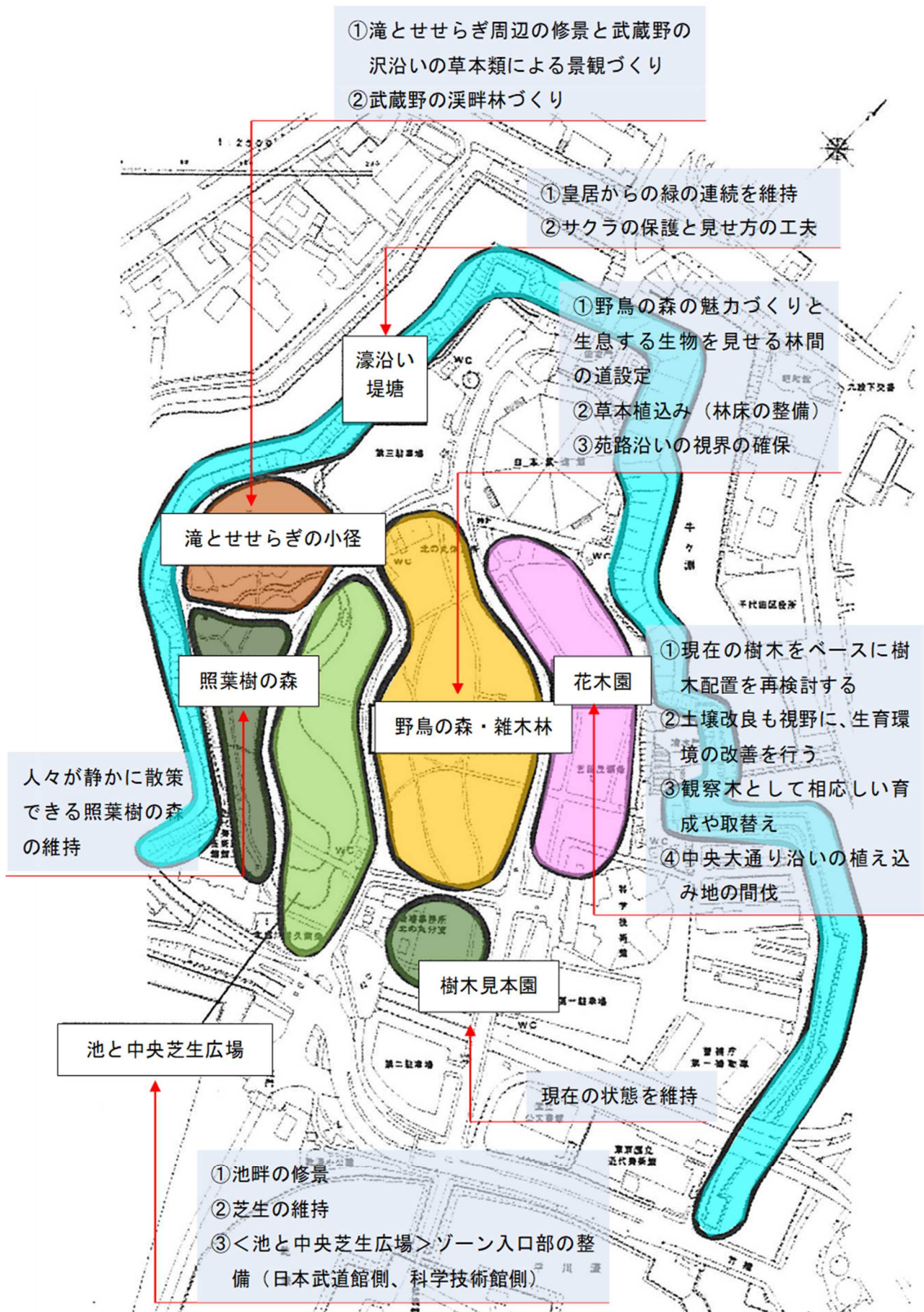


図 2-3：平成 19 年（2007）整備時の地区区分と管理方針

(2)平成 25 年千鳥ヶ淵環境再生プラン策定

千鳥ヶ淵の水質が環境省及び関係機関による対策によって改善が進むことを契機に、生物、景観、利用など様々な観点から千鳥ヶ淵の目指すべき将来像とその実現に向けた道筋について検討し、その結果を関係者で共有するものとして、千鳥ヶ淵の環境改善に関する構想『千鳥ヶ淵環境再生プラン』を皇居外苑管理事務所が策定した。

プランでは、全体、要素、場所ごとに目標像や実施方針を示しており、千鳥ヶ淵を主対象とするプランであるが、隣接する北の丸公園についても関連する要素があるだけでなく、個別の目標像が示されている。

①基本的な目標像

**我が国の象徴としての皇居の森と一体化した森と水といきものの空間
象徴性、歴史性が継承され、見て、識ることのできる場所
サクラなど時代時代の景観、利用と象徴性、歴史性との共存**

②要素毎の目標像

ア. 生物の生息・生育環境

- ・我が国の象徴的な存在である「皇居の森」と一体的な生物の生息・生育の場となり、皇居の森と支え合う存在、周囲に生き物を広げていく源となっている。
- ・樹林、堤塘においては、皇居の森と同様の環境が存在し、皇居の森の生物とのつながりが確保され、景観的にも一体のものとなっている。“アオバズクの棲む森、オオタカの棲む森”
- ・牛ヶ淵だけでなく、千鳥ヶ淵、北の丸の池に、水生植物、昆虫、魚類、水鳥などの多様な生き物が生息・生育している。“オシドリやホタル、トンボの棲む水辺”
- ・ホタル、ヒカリゴケ等の貴重な種が、それらの生息・生育の場となってきた歴史的遺構とともに保全されている。

イ. 景観（サクラを含む）

○象徴性と歴史性が継承された景観。

- ・皇居の森と一体となった森と水の景観、多様で自然な景観が見られ、希少な生物をはじめ、様々な鳥、魚、昆虫の姿が森、草原や水面でみることができる。

○江戸城の濠、堤塘、門の景観、近代の近衛師団本部跡など様々な時代の歴史的景観が共存し、周辺の植栽や設置物も歴史的景観に配慮されたものになっている。

○サクラの優れた景観が保全、継承されている。

- ・千鳥ヶ淵のソメイヨシノが継承され、変化に富んだサクラの景観が引き続き形成されている。

○サクラ以外にも、季節感のある植栽が行われ、国民公園にふさわしい景観が形成されている。

○サクラやその他の植栽による公園としての緑地景観が、皇居の森との一体性、歴史的景観の継承を損ねない様に配慮されており、かつ、時代、社会の要請の変化に応じて変化しうるものになっている。

○戦後の急速な都市機能の整備の中で、景観に影響を与えてきた道路、建物などの様々な施設が、千鳥ヶ淵周辺の景観に配慮したものに改善されている。

ウ. 利用

○象徴性、歴史性が継承され、見て、識ることのできる場所。それらを損ねない様に配慮されたサクラや様々な季節の植物を楽しむことのできる場所となっている。

○千鳥ヶ淵周辺が皇居の森と一体となった自然や江戸城以来の歴史の場であることが、内外の多くの人に知られていて、何度もこの場を訪れ、体験し、理解を深めることのできる場所となっている。(フィールドミュージアムの形成)

○サクラの時期だけではなく、四季を通じて多くの人が訪れ、環境教育などの時代、社会に合った利用が行われている。

エ. 水質

千鳥ヶ淵を含む皇居外苑濠の水質については、皇居外苑濠管理方針・水質改善計画(平成22年)において設定している目標の達成に向けた取組を行う。

③場所毎の目標像(北の丸公園)

・北の丸公園造営時の意図が尊重されながらも、皇居内に見られるような常緑広葉樹林、雑木林、明るい草地などの多様な緑地が広がり、豊かな生物の生息場所となり、皇居の森との一体性が感じられる場所となっている。

・田安門、清水門、近衛連隊の遺構等、歴史的な遺構、景観が保全、継承されている。

・公園内の池については、護岸等が生物の生息・生育に適したものに改修されており、ホタルなどの様々な生物の生息・生育環境、身近に自然を観察できる場となっている。

④再生プランの実施(実現のための行動指針)

ア. 実施の枠組

○各参画者は、再生プランの内容を踏まえて取組を実施することが期待される。

○環境省皇居外苑管理事務所は、再生プランを実現するための事業の方針を作成し、その実現を進める。

○再生プランの定期的なフォローアップ、及び状況の変化、時間の経過に応じた再生プランの実現評価、見直しを実施する。

イ. 連携協働及び広報の推進

○関連する機関や団体等との連携協働の推進

・各参画者の取組が全体として効果的合理的になるようにするため、関係者が参画

する連絡協議機関を組織し、各参画者間の情報の共有を進める。

- ・関係する既存の取組との連携、協力を進めるため、取組の主体や関係者間の連絡会議等に対して環境再生プランの情報提供や連携の働きかけを行う。

○広報による多方面への再生プランの周知

- ・本検討会のメンバー以外にも広く再生プランを周知し、多くの知見を得て協働による事業が推進できるよう再生プランの告知に努める。

○情報の受発信

- ・参画者は、ウェブサイト等を活用し、千鳥ヶ淵の自然資源や歴史資源について連携して一般に広く周知するとともに、関連する機関や団体等が実施するガイドツアーの紹介や教材の提供等を行う。

	【Ⅰ期】 (～平成 27 年度)	【Ⅱ期】 概ね5年後まで (平成 28～30 年度)	【Ⅲ期】 概ね 10 年後まで (平成 35 年頃まで)
水質	○皇居外苑濠水質改善計画における当面の対策 (新浄化施設の整備等) ○下水越流防止[東京都]	○短期的対策による水質改善効果の分析 ○第 2 期対策の検討 ○対策検討のための取組 (かい掘り試行)	○第 2 期対策の実施 (例:定期的かい掘り、雨水貯留、水生植物の管理 等)
生物の生息・ 生育環境の 確保(水域)	○牛ヶ淵における生物の生息・ 生育環境改善の検討、生 息・生育環境の整備(試行) ○牛ヶ淵周辺での環境保全のた めの関係者の協力体制構築 [環境省、千代田区、関係者]	○牛ヶ淵における生物の生息・ 生育環境の整備・改善 ○千鳥ヶ淵・北の丸地区におけ る生物の生息・生育環境の 整備検討・試行(ホテル含 む)	○牛ヶ淵における生物の生息・生育 環境の安定化 ○千鳥ヶ淵・北の丸地区における 生物の生息・生育 環境(ホテル含む)の整備・改善 →環境の安定化(さらに数年)
生物の生息・ 生育環境の 確保(陸域)	○北の丸地区の林相改善のための検討・事業実施		○皇居の森との連続性確保事業の実施 ○ヒカリゴケ・石垣保全事業の実施
	○皇居の森との連続性確保に関する調査検討 ○ヒカリゴケ及び石垣の保全検討		
景観	○再生プランに基づくサクラ管理の実施 ○文化財景観保全のための管理実施		
利用	○周回ルート利用施設 改善検討	○代官町通り沿いの利用環境改善[環境省]	
	○周回ルートの利用促進[環境省、関係機関、民間等] ○ガイドツアー・教育活動の展開[環境省、観光協会、千代田区、学校等教育機関、NPO等] ○文化財に関する情報収集・普及啓発[関係機関]		
情報発信	○再生プランの周知、情報の発信[関係機関、民間]		
プランの 進行管理	○連絡協議機関の組織化[関係機関] ○再生プランのフォローアップ		

[参考] 短・中・長期スケジュールのイメージ (主な取組)

北の丸に関する閣議決定等

① 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和38年5月21日閣議決定）

皇居周辺北の丸地区（以下「北の丸地区」という。）は、従来東京都の事業として整備を行ってきたが、今後は早急に国が直轄してこれを行うこととし、このため関係各省庁において次のように措置することとする。

記

- 1 北の丸地区は皇居外苑の一部とし、森林公園として整備することとし、その建設及び維持工事に必要な業務は、関係省庁の協力を得て、建設省が行うこととする。
- 2 北の丸地区に現存する官公庁施設等の移転については、建設省において関係各省の協力を得て早急を実施することとする。
- 3 既に東京都に無償貸付した当該地区内の土地の処理については大蔵省が、当該地区内に現存する民間施設の除却等その整備を推進するため必要な事業等については建設省が、それぞれ東京都と緊密に連絡し、その協力を得て、措置することとする。

② 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和39年4月28日閣議了解）

皇居周辺北の丸地区は、昭和38年5月21日の閣議決定により、森林公園として整備するものであり、当該地区には武道館、科学技術館および国立公文書館以外の施設は設けないものとする。

③ 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和41年1月11日閣議了解）

皇居周辺北の丸地区の整備については、「皇居周辺北の丸地区の整備について」（昭和38年5月21日閣議決定）によるほか、下記のとおり措置する。

記

- 1 皇居周辺北の丸地区は森林公園として整備することとなっているので、当該地区には、現存の科学技術館及び日本武道館のほか、今後は国立公文書館及び近代美術館以外の建設物の設置は、一切認めないものとし、これら両館の建設敷地は首都高速道路4号線の南側で、幹線園路東側の公園地とするものとする。
- 2 「皇居周辺北の丸地区の整備について」（昭和39年4月28日閣議了解）は、廃止する。

④ 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和47年9月12日閣議了解）

皇居周辺北の丸地区に現存する旧近衛師団司令部の建設物は、重要文化財に指定のうえ、東京

国立近代美術館分室として、その活用をはかるため、昭和41年1月11日閣議了解によるもののほか、存置すべき建設物に含めるものとする。

⑤ 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和56年6月26日閣議了解）

皇居周辺北の丸地区におく施設には、昭和41年1月11日及び昭和47年9月12日の閣議了解によるもののほか、故 吉田茂元内閣総理大臣の銅像を含めることとする。

⑥ 皇居周辺北の丸地区の整備について（平成20年9月19日閣議了解）

皇居周辺北の丸地区に置く施設には、昭和41年1月11日、昭和47年9月12日及び昭和56年6月26日の閣議了解によるもののほか、気象庁観測施設を含めることとする。